

# 厚木市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定素案について（概要）

健康こどもみらい部健康医療課

# 本日の内容

---

- 1 改定の経緯
- 2 国・県行動計画の改定概要
- 3 市行動計画改定の改定概要
- 4 市行動計画改定の主な変更点
- 5 市行動計画の骨子
- 6 改定スケジュール

## 改定の経緯

---

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものとして、平成26年に「厚木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しています。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、国の政府行動計画が令和6年7月に、県の行動計画が令和7年3月に改定されたことを受け、次なる感染症危機に備え、迅速・的確に対応できるよう、本市における新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行うものです。

# 国・県行動計画の改定概要

- ・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて抜本的に改正
- ・新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応
- ・対策項目を6項目から13項目に拡充
- ・対策時期を5期（県・市は6期）から3期（準備期、初動期、対応期）に変更

準備期・・・発生前の段階

初動期・・・国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染等が発生した段階  
対応期・・・新型インフルエンザ等が発生した旨公表され、対策本部が設置された段階

## 《改定前の計画との比較》

	改定前	改定後
対象とする疾患	「病原性の高い新型インフルエンザ等」を念頭	「幅広い呼吸器感染症」を念頭
時期区分	「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」の5期	「準備期、初動期、対応期」の3期
対策項目	実施体制等の「6項目」	「13項目」に拡充

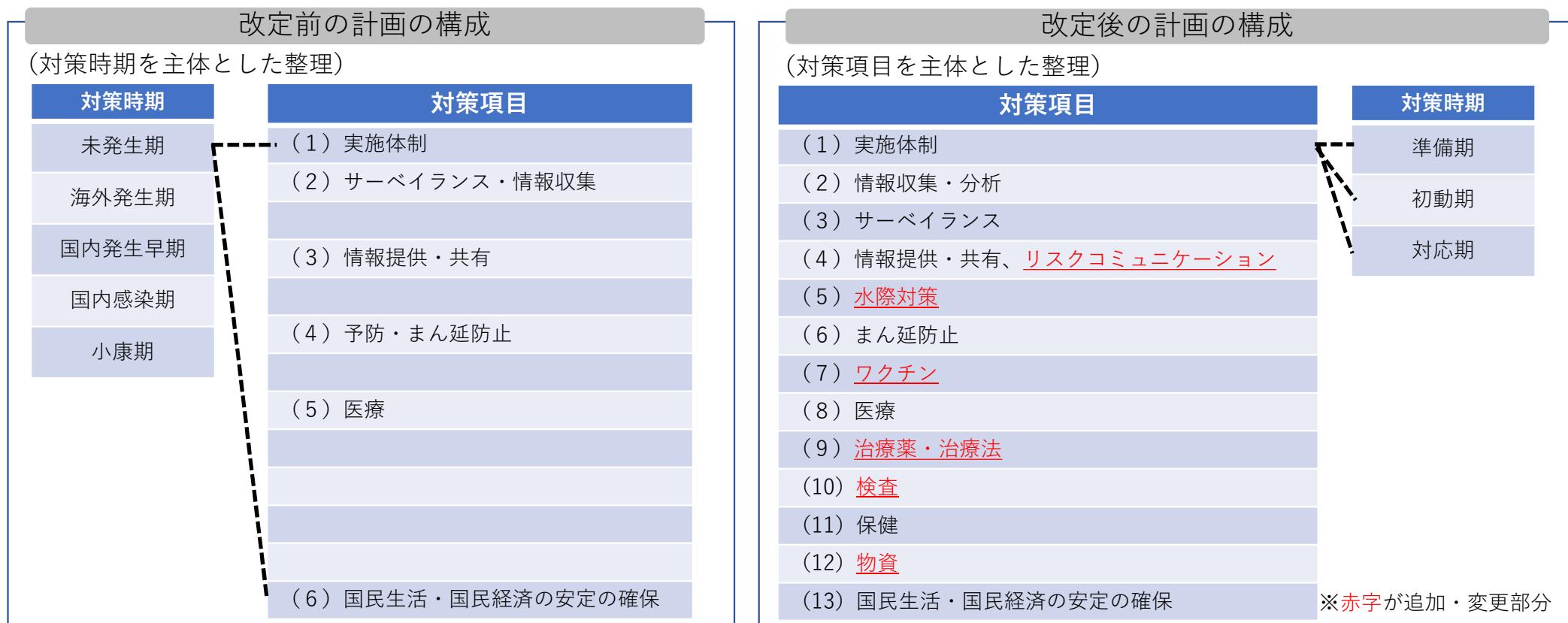
## 【新型インフルエンザ等対策の主たる目的】

- 「感染拡大防止」と「国民生活及び国民経済に与える影響の最小化」の2つ

## 【新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項】

- 「平時の備えの拡充」「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替」

# 国・県行動計画の改定概要



## 【5つの横断的な視点】

- ・対策項目に共通する横断的な視点からの整理

①人材育成、②国と地方公共団体との連携、③DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進、④研究開発への支援、⑤国際的な連携

## 【政府行動計画の実効性を確保するための取組等】

- ・多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ・毎年度定期的なフォローアップと、おおむね6年ごとの改定について検討

# 市行動計画改定の改定概要

## 計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

## 国、県及び市の策定経緯

- 国の経緯  
平成25年6月 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定  
令和6年7月 全面改定
- 県の経緯  
平成25年8月 「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定  
令和7年3月 国の改定を受け、改定
- 市の経緯  
平成26年3月 「厚木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定  
令和2年3月 一部改定  
⇒国、県の行動計画の改定を受け、今般改定（令和8年6月予定）

## 計画の見直し

政府行動計画は、概ね6年ごとに改定について必要な検討を行うと規定されており、それに伴い県行動計画の見直しが行われた場合は、市行動計画についても必要に応じて対応

## 改定のポイント

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国・県行動計画の内容と整合性を図るとともに国から示された「市町村行動計画の手引き」を基に全面的に改定

- 感染症危機に対応できる平時からの体制作り、市民生活及び社会経済活動への影響の軽減及び基本的人権の尊重を目標とし、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指す。
- 対象とする疾患を特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定
- 平時から県等の関係機関との情報共有、訓練等の実施をとおして連携を強化
- 各対策項目の取組を準備期・初動期・対応期の3期に分けて記載し、特に準備期の取組を充実
- 感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替についても明確化

# 市行動計画改定の主な変更点

## (1) 対象疾患を拡大

対象となる疾患を「病原性の高い新型インフルエンザ等」から改定後は「幅広い呼吸器感染症」に拡大。

### 改定後の対象となる感染症の定義

- 新型インフルエンザ等感染症  
(感染症法第6条第7項)
  - 新型インフルエンザ
  - 再興型インフルエンザ
  - 新型コロナウイルス感染症
  - 再興型コロナウイルス感染症
- 指定感染症  
(感染症法第6条第8項)
  - 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
- 新感染症  
(感染症法第6条第9項)
  - 全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

赤字が拡充疾患

# 市行動計画改定の主な変更点

## (2) 対策期を3期（準備期、初動期、対応期）に分類

対策を切り替えるべきタイミングを明確化し、急速な感染拡大時に柔軟に対応できるよう、時期区分を従来の6期から3期に変更。

改定前（6期）	改定後（3期）
<b>【未発生期】</b> 新型インフルエンザ等が発生していない状態	<b>【準備期】</b> 新型インフルエンザ等の発生前まで
<b>【海外発生期】</b> 海外で発生した状態	<b>【初動期】</b> 新型インフルエンザ等の発生以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ実行されるまで
<b>【県内未発生期】</b> 国内で発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
<b>【県内発生早期】</b> 県内で発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	<b>【対応期】</b> ・国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 ・病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
<b>【県内感染期】</b> 患者の接触歴が疫学調査で追えない状態	
<b>【小康期】</b> 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

# 市行動計画改定の主な変更点

## (3) 対策項目の整理

これまで国・県・市で共通とされてきた6つの対策項目を13項目に細分化。そのうち、市が担う対策を7項目とし、行政規模に応じた対策内容に変更。

改定前の行動計画の対策項目 (6項目)	改定後	
	政府、県行動計画の対策項目（13項目）	市行動計画の対策項目（7項目）
①実施体制	①実施体制	①実施体制
②情報収集	②情報収集・分析 ③サーベイランス	②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション
③情報提供・共有	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
④予防・まん延防止	⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン	③まん延防止
⑤医療	⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健	④ワクチン ⑤保健
⑥市民生活・地域経済の安定の確保	⑫物資 ⑬国民生活・国民経済の安定の確保	⑥物資 ⑦市民生活・地域経済の安定の確保

※赤字が追加・変更部分

# 市行動計画の骨子

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第1章 実施体制
<b>第1節 感染症危機を取り巻く状況</b>	<b>第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b>
<b>第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定</b>	<b>第3章 まん延防止</b>
第2章 行動計画の作成と感染症危機対応	第4章 ワクチン
<b>第1節 行動計画の作成</b>	第5章 保健
<b>第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験</b>	第6章 物資
<b>第3節 行動計画改定の目的</b>	第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	
<b>第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略</b>	
<b>第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方</b>	
<b>第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ</b>	
<b>第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項</b>	
<b>第5節 対策推進のための役割分担</b>	
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	
<b>第1節 行動計画における対策項目等</b>	
<b>第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等</b>	
<b>第1節 行動計画等の実効性確保</b>	

※第3部は第1章から第7章まで、それぞれ「第1節準備期」、「第2節初期」、「第3節対応期」がある。（第6章は準備期及び対応期）

※赤字が追加・変更部分

# 市行動計画の骨子

## 対策項目（7項目）の概要

### （1）実施体制

#### 【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な施策判断と実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

準備期	初動期	対応期
<p><b>①市行動計画等の見直しや体制強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じ市行動計画を作成・変更する。その場合は学識経験者等の意見を聴く。</li><li>・新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制の構築、感染症対策部門と危機管理部門との調整</li></ul> <p><b>②実践的な訓練の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国及び県行動計画の内容を踏まえた実践的な訓練の実施</li></ul> <p><b>③関係団体との連携強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平時から情報共有、連携体制を構築</li></ul>	<p><b>①新型インフルエンザ等の発生確認の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・政府対策本部や県対策本部が設置された場合、必要に応じて市対策本部の設置を検討</li></ul> <p><b>②迅速な対策に必要な予算確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国の財政支援の活用を検討</li></ul>	<p><b>①職員の派遣・応援の要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じて、県に対して事務の代行を要請や近隣市町村や県に対して応援の要請</li></ul> <p><b>②必要な財政上の措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国の財政支援を有効に活用</li></ul> <p><b>③市対策本部の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・緊急事態宣言が発令された際は、直ちに市対策本部を設置</li></ul> <p><b>④市対策本部の廃止</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・緊急事態解除宣言が発令された際は、遅滞なく市対策本部を廃止</li></ul>

# 市行動計画の骨子

## 対策項目（7項目）の概要

### （2）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 【目的】

平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を体系的に整理し、体制整備や取組を進める。

準備期	初動期	対応期
<p><b>①感染対策等の情報提供・共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設等のほか、広く市民に対して丁寧に情報提供・共有</li></ul> <p><b>②偏見・差別等に関する啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>感染者や医療従事者等に対する偏見等は許されるものではなく感染対策の妨げになることについて啓発</li></ul> <p><b>③双方向のコミュニケーションの体制整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>コールセンター等の設置について必要な準備</li></ul>	<p><b>①感染対策等の情報提供・共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>国・県から提供されたその時点で把握している情報に基づき、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し市民に対し情報提供・共有</li></ul> <p><b>②偏見・差別等に関する啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>感染者や医療従事者等に対する偏見等は許されるものではなく感染対策の妨げになることについて適切に情報提供</li></ul> <p><b>③双方向のコミュニケーションの実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>国の要請を受けてコールセンター等を設置</li></ul>	<p><b>①双方向のコミュニケーションの実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>コールセンター等の継続、体制強化</li><li>市に寄せられた意見等の把握、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施</li></ul> <p><b>②リスク評価に基づく方針の決定・見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>病原体の症状等が明らかになった状況に応じて、適切な情報提供・共有、双方向のリスクコミュニケーション等の実施</li></ul>

# 市行動計画の骨子

## 対策項目（7項目）の概要

### （3）まん延防止

#### 【目的】

有事において、国・県のまん延防止対策への協力や本市におけるまん延防止対策を実施するとともに、措置等による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

準備期	初動期	対応期
<p><b>①新型インフルエンザ等対策の理解や準備の促進等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>市民に対して基本的な感染対策の啓発</li><li>有事の対応等について平時から市民の理解促進</li></ul>	<p><b>①市内のまん延防止対策の準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>国からの要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備</li></ul>	<p><b>①感染対策に係る要請の協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>市民に対して基本的な感染対策や時差出勤、テレワーク等の活用を勧奨</li><li>市内公共施設の休館等や市主催行事の中止又は延期等を検討</li></ul> <p><b>②学級閉鎖・休校等の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>県からの要請や感染状況を踏まえ、必要に応じて学級閉鎖・休校等の実施を検討</li></ul>

# 市行動計画の骨子

## 対策項目（7項目）の概要

### （4）ワクチン

#### 【目的】

有事の迅速な接種の実施に向け、平時から、体制を構築するとともに、有事においては速やかに接種を推進する。

準備期	初動期	対応期
<p><b>①ワクチン接種の準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民に対して基本的な感染対策の啓発</li></ul> <p><b>②接種体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、平時から訓練の実施</li></ul> <p><b>③予防接種に関する情報提供・共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種について、被接種者やその保護者等にわかりやすい情報提供</li></ul> <p><b>④DXの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国が示す予防接種関係のシステムの整備</li></ul>	<p><b>①接種体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種会場や医療従事者等の確保等</li><li>・接種会場で接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、医師会等の関係機関と連携</li></ul>	<p><b>①ワクチンや資材の供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関等に対するワクチンの割り当て量を調整</li></ul> <p><b>②接種体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対する特定接種や住民接種の実施等</li><li>・接種状況を踏まえ、接種会場の追加の検討</li></ul> <p><b>③健康被害救済</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種健康被害救済制度申請の受付及び相談等の対応</li></ul>

# 市行動計画の骨子

## 対策項目（7項目）の概要

### （5）保健

#### 【目的】

平時から県と連携し、迅速な情報共有と連携の基盤づくりを行うとともに、有事においては県が行う感染症対応業務を支援・協力する。

準備期	初動期	対応期
<p><b>①連携体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等患者が自宅などで療養する場合に食事の提供等について県から協力の求めがあった際に迅速に対応できるよう、関係機関と連携体制を構築</li></ul>	<p><b>①市民への情報提供・共有の開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民が不安を感じる時期のため、ホームページやQ &amp; Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの実施</li></ul>	<p><b>①健康観察及び生活支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県が患者に対して実施する健康観察への協力</li><li>・必要に応じて県が患者やその濃厚接触者に対して実施する食事や必要なサービスの提供又は物品の支給の協力</li></ul>

# 市行動計画の骨子

## 対策項目（7項目）の概要

### （6）物資

#### 【目的】

感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

準備期	対応期
<p><b>①感染症対策物資等の備蓄等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄</li></ul>	<p><b>①感染症対策物資等の備蓄管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・備蓄状況を隨時確認、必要に応じて速やかに購入し必要量を確保</li><li>・必要に応じて庁内に備蓄品を配布</li></ul>

# 市行動計画の骨子

## 対策項目（7項目）の概要

### （7）市民生活及び地域経済の安定の確保

#### 【目的】

新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨し、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

準備期	初動期	対応期
<p><b>①支援の実施に係る仕組みの整備</b> ・市民に対して基本的な感染対策の啓発</p> <p><b>②物資及び資材の備蓄</b> ・新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等についてDXを推進して仕組みを整備</p> <p><b>③要配慮者への支援準備</b> ・県と連携し、要配慮者への生活支援等について具体的な手続きを事前に調整</p> <p><b>④火葬体制の構築</b> ・火葬の適切な実施の調整</p>	<p><b>①遺体の火葬・安置</b> ・国の要請を受け、一時的に遺体を安置できる施設の確保の準備</p> <p><b>②事業継続に向けた準備等の要請</b> ・必要に応じて事業者に対し休暇取得の勧奨、オンライン会議の活用やテレワークの推進等を県と連携して勧奨</p>	<p><b>①心身への影響に関する施策</b> ・まん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮した施策の実施</p> <p><b>②生活支援を要する者への支援</b> ・要配慮者等に必要な支援の実施</p> <p><b>③教育及び学びの継続に関する支援</b> ・まん延防止策等により学校の使用制限や長期休業等があった場合、必要な支援の実施</p> <p><b>④生活関連物資等の価格の安定等</b> ・必要に応じ、関係業界団体等に生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げ防止の要請</p>

# 市行動計画の骨子

---

- ◆市行動計画案は、総論（第1部～第2部）と各論（第3部）で構成しています。
- ◆総論は、県行動計画と整合性を取った内容を記載しており、各論は国から示された「市町村行動計画作成の手引き」及び県行動計画と整合性を取った内容を記載しています。
- ◆市行動計画案は、国・県行動計画、「市町村行動計画作成の手引き」と整合性を図りながら策定することになっておりますので、いただいた御意見の一部、又は全部を反映することが困難な場合があります。予め御承知おきください。
- ◆御意見は、計画内容の趣旨が変わらない範囲で反映させていただきます。

# 改定スケジュール

年月	内容
令和 8 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・専門家等意見聴取</li><li>・意見交換会</li></ul>
令和 8 年 2 月	計画案策定
令和 8 年 3 月	
令和 8 年 4 月	パブリックコメント
令和 8 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画改定</li><li>・議会へ報告</li><li>・県へ報告</li></ul>